

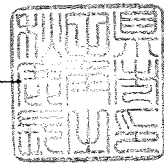
鹿角市公告第 12 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により鹿角市森林整備計画を策定するため、同法第10条の5第7項及び第10条の6第4項に基づいて準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該鹿角市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該鹿角市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに鹿角市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

平成30年2月20日

鹿角市長 児玉



一 縦覧に供する書類

- ・鹿角市森林整備計画書の案

二 縦覧期間

自 平成30年2月20日
至 平成30年3月22日

三 縦覧場所

鹿角市役所産業部農林課